事務連絡

平成30年4月13日

公共交通機関等における

ベビーカー利用に関する協議会　構成員、協力員各位

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

公共交通機関等における「子供用車椅子」の扱いについて

　平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、標記につきまして、全国には約7万7千人の肢体不自由児がおりますが、肢体不自由児の中には「子供用車椅子（福祉バギー、バギーカー）」と呼ばれる小児用の介助型車椅子を使用しなければ外出できない子供たちがいます。

　しかしながら、「子供用車椅子」は認知度が低いと思われ、特に小児が使用していると、その外観から、頻繁にベビーカーと誤認されてしまうため、例えば電車に乗る際にスロープの利用を申し出ると、「ベビーカーは補助できない」といわれたり、障害者用の駐車スペース利用の際には、「ベビーカーでは利用できない」と断られたりするなど、認知度の低さに伴うトラブルも発生しているとの指摘もあります。

　なお、「子供用車椅子」はベビーカーに似ていますが折り畳むことはできず、また、子供たちは「子供用車椅子」から降りて歩くことも困難です。

　こうした状況を踏まえ、各関係者におかれましては、ベビーカーキャンペーンの実施に合わせ、「子供用車椅子」の存在について、貴下の職員及び管理する施設等の利用者等に対し周知を行うなど、「子供用車椅子」使用者が当該車椅子に乗ったまま円滑に各種施設・設備等を利用できるよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

　なお、「子供用車椅子」に関しては、判別しやすいよう、独自にマークを作成するなどの取組を行っている例があるところ、ご参考として共有します。

【添付資料】

・参考１：子供用車椅子に関する新聞記事（平成29年5月12日　毎日新聞）

・参考２：大阪市交通局（現大阪市高速電気軌道（株））が作成したポスターの事例

・参考３：子供用車椅子周知のためのポスター（（一社）mina familyの取組事例）

＜連絡先＞

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課　佐藤、武井

　代表：03-5352-8111（内線 25-503、25-514）

　直通：03-5253-8306、FAX：03-5253-1552